

議案第 7 2 号

北名古屋市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部
改正について

北名古屋市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターの職員の配置に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

北名古屋市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 27 年北名古屋市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。第 3 号において「省令」という。）第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第 3 条中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を「省令第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。